○農林水産省告示第三百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年二月二十五日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県浜田市旭町都川二五二二の八（次の図に示す部分に限る。）、二五二三の四、二五二七の一四

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年二月二十五日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県沼田市岩本町字巻五一五の二・五一六の二・五一七の二・五一八の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　鉄道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を群馬県庁及び沼田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年二月二十五日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県井原市美星町明治字鷹ノ甲四二三九の二、字ナメラ四二六一の一〇

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第三百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年二月二十五日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　新潟県小千谷市大字川井字内カヤバ五七一八の二、字池田五七〇五の三から五七〇五の五まで、五八六〇の二から五八六〇の四まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第三百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年二月二十五日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　新潟県小千谷市大字岩沢字上島二九一五の九（国有林）

二　保安林として指定された目的　なだれの危険の防止

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第三百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年二月二十五日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　大分県中津市本耶馬渓町東屋形字ハジガ谷一六一四の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　土地改良事業用地とするため

○農林水産省告示第三百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年二月二十五日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県真庭市仲間字午房峪一〇三七の四・一〇三七の六（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　落石の危険の防止

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第三百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

平成二十二年二月二十五日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安施設地区の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱四十号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱四十号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

島根県雲南市三刀屋町根波別所九〇二の二、九〇三、二〇六〇の一、二〇六〇の二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

四　指定の有効期間　七年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○海上保安庁告示第六十二号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年二月二十五日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	磐城沖ガス掘削塔灯
位置	
所在地	塩屋埼灯台（福島県いわき市）の北東方約五四キロメートル
北緯	三七―一八―〇〇
東経	一四一―二七―三五
廃止年月日	平成二十二年一月十六日

○海上保安庁告示第六十三号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年二月二十五日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	女川港沖海水温度観測灯浮標
位置	
所在地	女川原子力発電所東防波堤灯台（宮城県牡鹿郡女川町）の北東方約二・一キロメートル
北緯	三八―二五―〇八
東経	一四一―三一―一四
変更した事項	
所在地	女川原子力発電所専用港東防波堤灯台（宮城県牡鹿郡女川町）の北東方約二・一キロメートル
北緯	三八―二五―〇八
東経	一四一―三一―一四
変更年月日	平成十七年二月二十一日
記事	一時撤去中のところ位置変更のうえ復旧
名称	関門港若松区新若戸道路工事区域A灯浮標
位置	
所在地	関門港若松区（牧山船舶通航信号所の北北東方約二・四キロメートル）
北緯	三三―五四―三四
東経	一三〇―四九―〇七
変更した事項	
所在地	関門港若松区（牧山船舶通航信号所の北北東方約二・三キロメートル）
北緯	三三―五四―三二
東経	一三〇―四九―〇八
変更年月日	平成二十二年一月十六日
名称	関門港若松区新若戸道路工事区域B灯浮標
位置	
所在地	関門港若松区（牧山船舶通航信号所の北北東方約二・三キロメートル）
北緯	三三―五四―三三
東経	一三〇―四九―〇九
変更した事項	
所在地	関門港若松区（牧山船舶通航信号所の北北東方約二・三キロメートル）
北緯	三三―五四―三二
東経	一三〇―四九―一〇
変更年月日	平成二十二年一月十六日
名称	関門港若松区新若戸道路工事区域C灯浮標
位置	
所在地	関門港若松区（牧山船舶通航信号所の北北東方約二・三キロメートル）
北緯	三三―五四―三二
東経	一三〇―四九―一一